

全議 M 1 第 7 号  
令和 2 年 3 月 1 3 日

市議会議長 各位

全国市議会議長会  
会長 野尻 哲雄

### 議員の通称使用について

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、これまでも本会に、議員任期中に婚姻等により姓を改めたことに伴う旧姓使用に関する照会がなされていますが、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。

また、先の統一地方選挙後には通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされています。今後、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところです。

議員の通称（公職選挙法制度の通称をいう。以下同じ。）使用については、衆参両院において、既に一定の手続のもと認められております（資料 1 及び 3 参照）。

地方議会に関しては、本年 2 月 2 8 日の衆議院総務委員会において高市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月 2 1 日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第 5 回）でも、地方議会において通称が使用できるよう問題提起がされております（資料 2 及び 4 参照）。

については、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会においても同趣旨の対応がされていることを申し添えます。

## 参議院先例集

98 議員の氏名は、原則として本名を用いる  
議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称（公職選挙法制度上の通称）を使用することができる。  
なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第140回国会平成9年6月9日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年9月29日に召集された第141回から議員の通称使用が認められた。

### 一 議員氏名

議員氏名は、従来通り、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

### 二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第88条の5第7項、第89条第5項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用するもの又は通称の使用によって実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

\* 「通称」とは、公職選挙法施行令第88条第8項で「本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの」と定めています。地方議会の議員についても、同施行令第89条第5項に基づき同様の扱いとなっております。

## 行政実例（昭和34年5月26日）

問一 地方自治法第123条に規定するところの会議録への出席議員の氏名記載並びに会議録への議員及び議員二名以上の署名は、当然にはそれぞれ当該本人の戸籍上の氏名が用いられるべきものであるが、この場合においても、戸籍上甲野太郎なる者が一般選挙に際して甲野一夫なる通称名で選挙管理委員会に立候補届出をなし、当選をし、将来の政治活動をする上において、選挙の際用いた通称名で終始したい旨議会事務局に申し出たときはこれを積極的に拒むだけの根拠にとぼしいと思われるが、どうか。

問二 なお、報酬旅費等の書類上の取扱いについても前項に準じ処理してよろしいか。

答一及び二 原則として戸籍上の氏名によるべきであるが、通称によっても違法ではない。

令和 2 年 2 月 2 8 日（金） 衆・総務委（未定稿）

**○西岡秀子委員（立国社）**

次に、政治分野における男女共同参画推進法についてお尋ねいたします。

この法律は平成 30 年 5 月 23 日に公布・施行をされました。その後、参議院選挙が行われました。次は衆議院選挙が参議院選挙より前に任期があるわけがございますけれども、特に衆議院においては、女性の議員の割合というのが 1 割という状況で、まだまだ女性の議員を増やしていくという状況は大変困難な状況ではございますけれども、この法律が施行されて、約 2 年の時間が経っております。その中で、この推進法で明記をされた事柄についての今の取組状況、特に附帯決議には、総務省と内閣府それぞれ 3 項目ずつの附帯決議がついております。総務省の附帯決議に対する進捗状況をお聞きしたいというのが 1 点でございますけれども、それに関連をいたしまして、今日お配りをしております、地方議会においては、選挙の時は通称、旧姓で選挙に立候補することができますけれども、地方議会においては議会活動はそれが認められないという議会がございます。これは議会の判断によるところが大きいと思っておりますけれども、選挙では通称が認められ、議員活動が元々の戸籍名の名前で議員活動をするということは、政治家本人にとっても大変な状況がございますし、有権者の皆さんにとっても大変分かりにくい状況もあると思っております。

まずこの件について高市総務大臣のお考えを含め、このことは議会が決めることでございますし、総務省が所管をしていることではないかも知れませんが、特に大臣がこのことについて、やはり是正をしていかなければいけないというような方向性を示されるといのは大変大きな影響があると思っておりますので、大臣のご見解をお聞きさせていただきたいと思っております。

**○高市総務大臣**

総務省では、すでに所管分野において旧姓使用を可能にする取組を強化することとしております。

地方議員が、議会活動において旧姓を使用することについては、各地方議会の判断によって認められるものですが、一部の地方議会ではそれが認められないという報道があることも承知しております。

総務省では、現在、女性をはじめ多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策について検討するために、三議長会の代表者である議長にも参画をいただき、「地方議会・議員のあり方に関する研究会」を開催しています。<sup>1</sup>先週開催された研究会では、有識者の構成員から「旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的な対応を検討いただきたい」というご指摘がございました。総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んでまいります。

男女共同参画推進法の附帯決議の取組についてお尋ねがございましたが、総務省で

<sup>1</sup> 資料 4 「第 5 回 地方議会・議員のあり方に関する研究会（議事概要一部抜粋）」参照

はまず、法第5条の「実態の調査及び情報収集等」に関しては、地方公共団体の議会の議員及び長について、毎年、男女別の人員数やその構成比を調査・公表していますし、国政選挙時には男女別の立候補者及び当選人の数をまとめた選挙の結果を公表しております。

また、第7条の「環境整備」に関しては、昨年6月から、今ほど答弁申し上げました研究会を開き、女性をはじめ幅広い層が地方議会に参画しやすくなるための方策について議論を行っております。

第8条の「人材の育成等」に関しましては、女性の政治参画マップなど内閣府の取組を選挙管理委員会に紹介して出前授業などに活用していただいております。また、地方公共団体向け各種研修の場において「女性模擬議会」の取組を紹介することなどで優良事例の横展開を行っております。また、地方議会議員・議会事務局職員を対象に開催している「地方議会活性化シンポジウム」におきまして、女性議長や女性議員の方々を登壇者としてお招きし、「女性模擬議会」の取組や、また出産・育児に伴う休暇規定の整備など、各地方議会の実践例をご紹介していただいたりしております。

#### ○西岡秀子委員（立国社）

大臣からご説明をいただいてありがとうございます。様々な取組を進めていただいております。先ほどの件についても研究会のほうでそのようなご紹介をいただいたというのは、それぞれの議会のご判断ではありますけれども、やはりそういう状況があるということについては、是非各自治体の方にも認識をいただく良い機会になったと思いますので、引き続き大臣のほうで機会がございましたら、認識の共有化というものを図っていただければと思います。

また、いろいろな附帯決議3項目の取組も進めていただいておりますけれども、まだ女性模擬議会についてもなかなか実現をできない議会もあるように聞いておりますので、引き続きお取組をよろしく願いいたします。

(以上)

### 議員の通称（旧姓）使用の取扱いの現状

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会から通称（旧姓）使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員については、要綱等で認めている事例があるが取扱いは各議会によって異なっている。

### ＜国会の例＞

参議院先例録（抄）（平成25年版）

#### 第七章 議員

##### 第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介

##### 九八 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第四百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第四百四十一回国会から議員の通称使用が認められた。

#### 一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

#### 二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用をするもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

### ＜地方議会の例＞

新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

（趣旨）

第1条 この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（旧姓）

第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。（承認）

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。（承認の申請）

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）

第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）

第6条 議長は、旧姓の使用を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）

第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）

第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。（疑義の決定）

第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則

（適用期日）

この要綱は、平成11年5月14日から適用する。

第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会（議事概要一部抜粋）

【議事概要】

○ 大臣挨拶の後、事務局から論点整理案及び関係資料について説明を行った後、意見交換を行った。

- 旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的に、そのようなことがないようにご対応を検討いただきたい。【大山座長代理】
- 団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出ている名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらえず、問題である。議長会において統一的に対応していただきたい。【河村構成員】
- 本県議会では通称使用を認めており、会議録でも通称を使用するなど、各都道府県議会において対応している。【加藤構成員】